

板橋区農のサポーター事業実施要綱

(令和5年2月9日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、農の担い手の人材確保の観点から実施する、農のサポーター（農作業を実際に行い、農作物を育て、成果物を提供できる技術を持った者をいう。以下同じ。）事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 農のサポーターの活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 区の農業関連事業で栽培する農作物の肥培管理等
- (2) 支え手を必要とする区内農業者への支援
- (3) その他区長が認めた活動

(申請要件等)

第3条 農のサポーターに申請できる者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 板橋区農業スキル育成講習修了者
- (2) 既に区内農業者の圃場において実践的な農業支援等を行っており、区内農業者から推薦があった者

2 前項に掲げる要件を満たし、農のサポーターの登録を受けようとする者は、板橋区農のサポーター登録申請書（第1号様式）を区長宛てに提出するものとする。

(選考及び登録)

第4条 区長は、前条第1項第2号に該当する者から同条第2項の登録申請書を受理したときは、次の各号に掲げる者をもって構成される板橋区農のサポーター選考委員会にその選考を依頼する。

- (1) 板橋区民農園農芸指導員の会会長
- (2) 板橋ふれあい農園会会長
- (3) 板橋区農業委員会会長
- (4) 赤塚支所長
- (5) その他区長が必要と認める者

2 前項の規定による依頼を受けた板橋区農のサポーター選考委員会は、申請者を面接及び実技（評価シート）による方法により選考し、その結果を区長に通

知する。

- 3 前条第1項第1号に該当する者で同条第2項の申請書を受理したとき、又は前項の規定による通知を受けた場合において、区長が申請者を農のサポーターとして登録するときは板橋区農のサポーター登録証（第2号様式）を、登録をしないときは板橋区農のサポーター登録不認定通知書（第3号様式）を申請者に交付する。
- 4 前項の規定により登録証を交付された農のサポーターは、登録事項に変更があるときは、速やかに板橋区農のサポーター登録変更届（第4号様式）を、区長に提出しなければならない。

（登録の期間）

第5条 登録期間は、登録日の属する当該年度の末日までとする。ただし、次に規定する登録の取消しが無い限り、その期間は一年度ごと自動的に更新されるものとする。

（登録の取消し）

第6条 区長は、農のサポーターが、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- （1）板橋区農のサポーター登録辞退届（第5号様式）の提出があったとき。
- （2）死亡が判明したとき。
- （3）農のサポーターとしての活動が困難になったとき。
- （4）その他登録を取り消す必要があると区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定により、農のサポーターの登録を取り消したときは、板橋区農のサポーター登録取消通知書（第6号様式）により、通知するものとする。

（活動の申請及び決定）

第7条 第2条に基づく活動を行おうとする農のサポーターは、あらかじめ、区長に申請するものとする。ただし、緊急やむをえないと区長が判断した場合は、この限りでない。

2 区長は、前項の規定に基づく申請があったときは、当該活動内容を審査し、活動可否を決定する。

（農のサポーターの活動報告）

第8条 農のサポーターが活動を行ったときは、その内容を月ごとにまとめて、活動報告書兼報酬請求書（第7号様式）により、区長に報告するものとする。

(謝礼)

第9条 区長は、前条の規定により活動報告を行った農のサポーターからの請求により、謝礼を予算の範囲内で支払うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めのない事項は、別に産業経済部長が定める。

付則

この要綱は、令和5年2月9日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

板橋区農のサポーター登録申請書

年 月 日

（宛先）板橋区長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

板橋区農のサポーター事業実施要綱第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

フリガナ		生年	年 月 日		
氏 名		月 日			
住 所				電 話	
作業可能曜日	☐ 日曜日 ☐ 月曜日 ☐ 火曜日 ☐ 水曜日 ☐ 木曜日 ☐ 金曜日 ☐ 土曜日				
今後の活動目標等					
備考	農業関連講習等の受講経歴を記入して下さい。				

第2号様式（第4条関係）

（表面）

板橋区農のサポーター登録証	
登録証第	号
氏	名
上記の者は、当区の農のサポーターであることを証明する。	
年	月 日
東京都板橋区長	

（裏面）

注	意
1. 農のサポーターは、その活動に当たっては本証を所持し、関係人の請求があったときは、本証を呈示しなければならない。	
2. 本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。	
3. 本証を紛失したとき及び記載内容に変更があったときは、直ちに発行者に届け出なければならない。	
4. 農のサポーターの資格を失ったときは、すみやかに本証を発行者に返還しなければならない。	

第3号様式（第4条関係）

番 号
年 月 日

板橋区農のサポーター登録不認定通知書

（宛先）板橋区長

年 月 日付けで申請のあった板橋区農のサポーター登録申請は、下記の理由により認定しませんので通知します。

記

理由

第 4 号様式（第 4 条関係）

板橋区農のサポーター登録変更届

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者 住所
氏名
電話 （ ）

板橋区農のサポーター事業実施要綱による農のサポーターの登録変更を、下記のとおり申請します。

記

フリガナ		生年	年 月 日		
氏 名		月 日	年 月 日		
住 所				電 話	
変 更 内 容	変更事項	変更前	変更後		変更年月日
	☐ 氏名				
	☐ 住所				
	☐ その他				
※ 備 考					

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

板橋区農のサポーター登録辞退届

（宛先）板橋区長

住 所
届出者 氏 名
電話番号

農のサポーターの登録を辞退したいので、板橋区農のサポーター事業実施要綱
第6条第1号の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 登録を辞退する理由

第 6 号様式（第 6 条関係）

板橋区農のサポーター登録取消通知書

年 月 日

様

板橋区長

板橋区農のサポーター事業実施要綱第 6 条に基づき、下記のとおり農のサポーターの登録を取り消したので通知します。

記

登録番号	
取消年月日	年 月 日
取消理由	

なお、板橋区農のサポーター登録証を速やかに返還してください。

第7号様式（第8条関係）

板橋区農のサポーター活動報告書兼報酬請求書

年 月 日

（宛先）板橋区長

住所

氏名

電話（ ）

登録番号

年 月分について農のサポーターとして下記のとおり活動したので報告いたします。

なお、これに伴う活動費をあわせて請求いたします。

記

1 活動実績

No	月日	活動時間	時間計	活動費	活動場所・内容
1		: ~ :			
2		: ~ :			
3		: ~ :			
4		: ~ :			
5		: ~ :			
6		: ~ :			
7		: ~ :			
8		: ~ :			
9		: ~ :			
10		: ~ :			
小 計					

2 請求額 総額_____円

（内訳：____時間 × 単価____円）